

# 石川県公報

令和3年11月26日

第13460号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示		公 告	
○石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置の一部改正	(行政経営課) 1	○入札公告	(産業政策課) 2
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1	○都市計画の変更案の縦覧公告	(都市計画課) 3
○県道の供用の開始	(同) 1		
○石川県証紙売りさばき人指定の一部改正(出納室)	2	○入札公告	(水道企業課) 4
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6
		○不在者投票を取り扱うことのできる施設の名称の変更	7
		○政治団体の届出の公表	8
		○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	8
		○政治団体の解散の届出の公表	9

## 告 示

### 石川県告示第438号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置（昭和39年石川県告示第191号）の一部を次のように改正し、令和3年11月29日から施行する。

令和3年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

表中「七尾市藤橋町」を「七尾市小島町」に改める。

### 石川県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和3年11月26日から同年12月10日まで縦覧に供する。

令和3年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金沢小松線	小松市本江町ハ165番1地先から 小松市本江町ニ169番地先まで	旧	12.00～19.88	166.5
		新	15.13～22.43	166.5

### 石川県告示第440号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和3年11月26日から同年12月10日まで縦覧に供する。

令和3年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
金沢小松線	小松市本江町ハ165番1地先から 小松市本江町ニ169番地先まで	令和3年11月26日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

### 石川県告示第441号

石川県証紙売りさばき人指定(昭和48年石川県告示第380号)の一部を次のように改正し、令和3年11月29日から施行する。

令和3年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 2の七尾市の表中

1	一般財団法人 石川県交通安全協会七尾鹿島支部	七尾市藤橋町	同左 七尾警察署内	を
1	一般財団法人 石川県交通安全協会七尾鹿島支部	七尾市小島町	同左 七尾警察署内	に改める。

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ドラフトチャンバー 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期限

令和4年3月31日

(4) 履行場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を令和3年12月10日（金）午後5時15分までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
- (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

入札 令和3年12月24日（金）午前10時

開札 入札後、即時開札する。

場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除

- (3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を令和3年11月26日から同年12月10日まで縦覧に供する。

令和3年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所
白山都市計画区域区分	白山市宮永新町、中新保町、八田中町、八田町、一塚町、石立町、北島町、米光町、宮永町、竹松町、番匠町、村井町、下柏野町、水澄町、柴木町、部入道町、笠間町、宮永市町、宮保町、五歩市町、徳丸町、倉光一丁目、倉光三丁目及び行町の各一部	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

白山都市計画都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針	白山都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び白山市 建設部都市計画課
-------------------------------	----------	------------------------------

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年11月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 石川県水道用水供給事業 鶴来浄水場運転監視業務委託
- (2) 委託業務場所 白山市白山町・中島町 地内
- (3) 委託業務期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで  
ただし、次に掲げる業務習熟期間を設ける。  
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (4) 委託業務内容 仕様書等による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、令和3年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者で、次に掲げる条件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの業務の入札の日までの期間に、県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 本社の所在地が石川県内にあること。
- (5) 平成18年度以降に、国内において地方公共団体等（企業団及び事務組合を含む。）から浄水場又は下水処理場の運転監視業務を受託した実績（共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を全て満たす者を配置できること。
  - ア 管理技術者
    - (ア) 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること（水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。）又は上水道の用に供する国内の浄水場（河川表流水取水で凝集沈でん・急速ろ過方式の処理能力が一日当たり10,000立方メートル以上の浄水場に限り。以下同じ。）の運転監視業務に2年以上の実務経験を有する

こと。

(イ) 入札に参加を希望する者(以下「入札参加希望者」という。)と、入札参加資格確認申請書提出時(以下「申請時」という。)において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

#### イ 業務従事者

##### (ア) 主業務従事者

a 水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有すること(水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。)又は上水道の用に供する国内の浄水場の運転監視業務に2年以上の実務経験を有すること。

b 入札参加希望者と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

##### (イ) 副業務従事者

a 水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有すること(水道施設管理技士資格認定・登録要綱第6条「各級の資格認定・登録要件」又は第13条「技術士に対する2級及び1級認定・登録の特例」に該当する者を含む。)又は上水道の用に供する国内の浄水場の運転監視業務に1年以上の実務経験を有すること。

b 入札参加希望者と申請時において、直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

### 3 入札参加資格の確認手続等

入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書(入札説明書様式第1号)に関係書類等を添えて提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。

なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

#### (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所等

##### ア 提出期間

令和3年11月26日(金)から同年12月15日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

##### イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

##### ウ 提出場所 白山市白山町336番地

石川県手取川水道事務所庶務課

##### エ 提出方法 直接持参により提出すること。

#### (2) 入札参加資格の確認の結果通知

確認の結果通知は、令和3年12月17日(金)までに通知する。

#### (3) 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明

ア 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

イ 理由の説明請求は、令和3年12月23日(木)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合、当該書面は(1)ウの提出場所へ持参により提出すること。

ウ 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和4年1月21日(金)までに書面により行う。

### 4 入札説明書及び設計図書等の交付

#### (1) 入札説明書及び設計図書等の交付場所

石川県手取川水道事務所庶務課

#### (2) 交付期間

令和3年11月26日(金)から同年12月15日(水)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

#### (3) 入札説明書に対する質問の提出期間及び方法

令和3年11月26日(金)から同年12月14日(火)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時までの間に、書面(様式は任意)を持参又は郵送(書留郵便とし、提出期間内必着とする。)により提出すること。

#### (4) 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

令和3年11月26日(金)から同年12月15日(水)まで(県の休日を除く。)午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。

### 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所  
令和3年12月24日(金)午前10時 石川県手取川水道事務所
- (2) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。
- 6 入札保証金及び契約保証金  
免除
- 7 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札心得、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参しなければならない。
- (3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、5(1)に定める入札の日時及び場所に集合すること。
- 8 入札の無効  
入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わなかった者、入札に関する注意事項を厳守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。
- 9 契約書作成の要否  
要
- 10 落札者の決定方法  
石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 11 問合せ先  
石川県手取川水道事務所庶務課  
〒920-2115 白山市白山町336番地  
電話番号 076-273-1305

## 公 安 委 員 会

### 石川県公安委員会告示第131号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

令和3年11月26日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

420	泉野一丁目東	金沢市若草町2番35号先	R 3.11. 4
-----	--------	--------------	-----------

別表第1(信号機の設置場所)金沢中警察署管内の表164の項を次のように改める。

164	削 除	
-----	-----	--

別表第1(信号機の設置場所)白山警察署管内の表に次のように加える。

365	宮保北	白山市宮保町2495番地1先	R 3.11. 4
366	宮保西	白山市宮保町2481番地1先	R 3.11. 4

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢中警察署管内の表730の項、731の項、732の項、733の項、734の項、749の項、750の項、751の項、752の項、771の項、772の項、874の項、875の項、885の項及び886の項を次のように改める。

730	削 除	
731	削 除	
732	削 除	
733	削 除	
734	削 除	
749	削 除	

750		削	除
751		削	除
752		削	除
771		削	除
772		削	除
874		削	除
875		削	除
885		削	除
886		削	除

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

240	市道若草町線15号、泉野町5丁目線12号	金沢市泉野町5丁目1番1号先から金沢市緑が丘21番地5先まで	約570メートル	毎時30キロメートル	終日	車両（けん引③を除く。）
-----	----------------------	--------------------------------	----------	------------	----	--------------

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表28の項、45の項、46の項、47の項、121の項及び188の項を次のように改める。

28		削	除
45		削	除
46		削	除
47		削	除
121		削	除
188		削	除

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表に次のように加える。

413	市道宮永福増線	白山市宮永町296番地2先から白山市福増町425番地先まで	約660メートル	毎時30キロメートル	終日	車両（けん引③を除く。）
-----	---------	-------------------------------	----------	------------	----	--------------

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表15の項及び412の項を次のように改める。

15	市道横江福増東線	白山市福増町512番1先から白山市横江町2382番先まで	約420メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
412	市道乙丸安吉線	白山市乙丸町698番先から白山市安吉町1234番先まで	約1,180メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第89号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設について、名称を変更した旨の届け出があったので、次のとおり告示する。

令和3年11月26日

石川県選挙管理委員会

名 称		所 在 地
新	医療法人社団 竜山会 金沢古府記念病院	金沢市古府1丁目150番地
旧	医療法人社団 博洋会 藤井脳神経外科病院	

#### 石川県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和3年11月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
税理士による 小森卓郎後援会	玉井政利	木村岳二	金沢市北安江3丁目4番6号	令和3年10月19日

#### 石川県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月26日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党 石川県トラック支部	久安常信	会計責任者	端 岩 男	北 村 誠	令和3年6月16日
自由民主党 石川県陸運支部	要明英二	会計責任者	中 村 充 夫	池 村 直 樹	令和3年7月1日
自由民主党石川県 金沢市第十三支部	横越 徹	会計責任者	奴 間 公 薫	東 良 勝	令和3年10月4日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
石川県トラック事業 政治連盟	久安常信	会計責任者	端 岩 男	北 村 誠	令和3年6月16日
谷本正憲石川県 トラック業界後援会	久安常信	会計責任者	端 岩 男	北 村 誠	令和3年6月16日
谷本正憲 自動車業界後援会	要明英二	会計責任者	中 村 充 夫	池 村 直 樹	令和3年7月1日
石川県運輸振興懇話会	要明英二	会計責任者	中 村 充 夫	池 村 直 樹	令和3年7月1日
かなざわ至善会	細野昭雄	主たる事務所 の所在地	金沢市神田1-8 -5 株式会社ナ カノ自動車内	金沢市長坂3-9 -25	令和3年9月29日
		会計責任者	柄 崎 一 郎	石 動 博 一	令和3年9月29日



山口忠志後援会	橋本敦年	代表者	橋本敦年	打出浩敏	令和3年10月3日
		会計責任者	山崎昭吾	岡田幸造	令和3年10月3日

**石川県選挙管理委員会告示第92号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月26日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
責任と誇りを持てるまち金沢をつくる会	高桑邦夫	平成27年12月1日

